

## 狙われる新成人！「金」と「美」を求めて

成年年齢が20歳から18歳に引き下げられ、18歳から親権者の同意がなくても1人で契約できるようになりました。成年になって結んだ契約については「成人」として取り扱われ、契約責任は自身が負うこととなります。

そこで、当センターに寄せられた「成人」になって間もない18・19歳の相談内容をみると、「金」と「美」を求めて契約しトラブルとなったケースが増えています。

その事例をもとに、被害の未然防止と契約の注意点をご紹介します。

### 【事例1】士別市18歳

動画投稿サイトの広告で、「1本980円の除毛剤が2本で980円」と記載され、1回限りのつもりで申し込んだ。

商品が届き請求書を確認すると「5回継続が条件」とあり、2回目からの商品代金は、4本で47,840円と記載されている。高校生で2回目以降の代金が支払えず解約したい。

### 【事例2】士別市30歳代

SNSで知り合った人から「儲かる話がある」と誘われ、カフェで投資ソフトについて説明を聞いた。その後、社長を名乗る人から購入を勧められ「お金がない」と断ると、「半額の120万円にする。人を勧誘すれば8万もらえる。消費者金融で借りて支払うように」と説得され支払ったが解約したい。

### 【事例3】士別市10歳代

街中で脱毛エステの無料体験に誘われ受けた後、別室に案内され、有料のエステの勧誘を長時間受け、断り切れず約20万円の全身脱毛コースを契約した。頭金7万円を請求されたが持ち合わせがないと断り、所持金2千円を支払った。冷静になってみると学生であり支払いに不安を持ち解約したい。

### 【ひとこと助言】

#### ■広告や勧誘の文言をうのみにしない

「お試し価格」「すぐに儲かる」など、安さや気軽さ、メリットのみが強調された文言が広告や勧誘に用いられていることがあります。

#### ■契約は、慎重に検討する

契約時には、商品・役務等の内容、契約期間、支払総額をしっかりと確認した上で契約しましょう。消費者金融等からの借金で支払うよう勧められてもキッパリ断りましょう。

#### ■クーリング・オフや契約の取り消しができる場合があります

トラブルに遭ってしまっても、特定商取引法では、訪問販売・電話勧誘販売・連鎖販売取引や特定継続的役務提供（エステテックや美容医療等）の契約では、クーリング・オフ（無条件での契約解除）ができますが、通信販売は適用されません。

また、消費者契約法では、「うそを言われた」「帰りたいと告げたのに帰してくれなかった」場合等に、締結した契約を取り消すことができます。こうした消費者を保護する知識を身につけ、活用しましょう。

#### ■1人で悩まず早めに、士別地区広域消費生活センターに相談しましょう

## 消費生活相談専用ダイヤル (0165)23-3820

午前8時30分～午後5時15分（土・日・祝日・年末年始を除く）

■事業者と消費者間の契約に関するトラブルや、消費生活で悩んでいる方専用

来所相談、電話相談、電子フォームでのご相談も受けています

（右記アドレスからアクセスし相談内容を入力）→<https://www.harp.lg.jp/MiYrWNqj>

